### 資料1

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る提出書類の簡素化

## 制度の概要

- ・水産資源の保護培養や漁業調整のため、漁業者数等を国が統一的に把握する必要があり、農林水産大臣への届出が必要。
- ・かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等の4漁業。
- ·届出(省令第19条)

農林水産大臣が定める届出書に、漁船登録の謄本等を添付。

については、それに加えて地域漁業管理機関へ漁獲状況を報告することから、一覧表への変更は不可。(報告書の様式は資料3を参照)

小型するめいか釣り漁業の漁獲成績報告書については、日ごとの漁獲量を報告すること、また、かじき等流し網漁業及び沿岸まぐろはえ縄漁業

漁船原簿謄本の省略は、現行の内容を都道府県で担保できれば可能。

・届出書の一覧表方式への変更は、現行の届出内容を担保できれば可

能。(届出書の様式は資料2を参照)

届出・報告の簡素化

・暫定措置水域沿岸漁業等の漁獲成績報告書については、月ごとの漁獲

量を把握すればよいため、現行の内容を都道府県で担保できれば可能。

(報告書の様式は資料3を参照)

·報告(省令第22条)

漁獲成績報告書を農林水産大臣に提出。

# **漁獲成績報告書の一覧表化が困難である理由**

おり、実際の操業区域等操業実態を漁獲成績報告書の記載から把握する必要がある。また、経営体のほとんどが零細で、ほぼ毎日の水揚げとなっており、 ぐろはえ縄漁業については、地域漁業管理機関(※)である中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の科学データ提出規則に基づき漁獲状況を報告する 必要があり、報告されたデータは資源評価に利用される。同規則において操業ごとのデータ収集に関する基準が定められていることから、現在の漁獲成績 報告書の様式はこの基準に従って作成されている。 確実な報告のためには水揚げ毎の記載とする必要がある。漁獲成績報告書は、これらの内容を踏まえて作成されている。かじき等流し網漁業及び沿岸ま 小型するめいか釣り漁業については、するめいかのTACのおよそ4割を占めているが、その多くが都道府県の地先水面を超えて広域にわたって操業して

(※)地域漁業管理機関とは・・・広い水域にまたがる漁業資源に対して、多くの国が協力して資源管理措置を実施するための条約に基づく機関。中西部太 平洋のマグロ類等を対象とするWCPFC、南極周辺のマジェランアイナメ等を対象とするCCAMLRなどがある。

(参考)

②漁獲成績報告 (一覧表方式への変更) Ж О X X X ①届出 (漁船原簿謄本の省略) ν Κ Ο 0 % 2 ν Κ Ο Ø Ж О (一覧表方式への変更) 田四印 . . . т Ж О 0 % 1 X O 届出漁業における提出書類の簡素化の対応 小型するめいか釣り漁業 暫定措置水域沿岸漁業等 沿岸まぐろはえ縄漁業 かじき等流し網漁業

1 かじき等流し網漁業に係る届出書

#### かじき等流し網漁業出漁届出書 農林水産大臣 殿 住 所 氏 名 [法人にあっては、名称] 及び代表者の氏名 下記によりかじき等流し網漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出し ます。 1 使用する船舶 (1) 漁船登録番号 (2) 船 名 (3) 船舶総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数 (5) 冷凍設備の有無及びその能力 有 . (6) 電波機器等の有無及びその種類 無線電信 W. 無線電話 W٠ 衛星航法システム 有 衛星航法システム記録装置 (7) 廃網等処理施設の有無 2 船舶にとう載する漁具の長さ及び網目の大きさ 漁獲対象魚種 4 操業区域 操業期間 漁業根拠地 漁獲物等陸揚港

- 備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
  - 2 漁業根拠地とは、当該船舶によるかじき等流し網漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、漁業根拠地が二以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

旧2表: 繰上[平成14年3月農水告905号]

#### 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

#### 沿岸まぐろはえ縄漁業出漁届出書

月 日

農林水産大臣 殿

住 所

(法人にあっては、名称) 及び代表者の氏名

下記により沿岸まぐろはえ縄漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出 します。

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
  - (5) 電波機器等の有無及びその種類

無線電信 有( W) 無線電話 有( W) 方向探知機 有 無 ロラン 有 無 レーダー 無 有

衛星航法システム 有 無

- 操業区域
- 操業期間
- 用紙は、日本工業規格A4とすること。 備考
  - 2 操業期間は、一年間以内とすること。

旧 4 表 一線上 [平成13年 6 月農水告740号]、本表 一一部改正 · 旧 3 表 一線上 [平成14年 3 月農水告905

#### 3 小型するめいか釣り漁業に係る届出書

#### 小型するめいか釣り漁業出漁届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その) 印

下記により小型するめいか釣り漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船 名
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 電波機器等の有無及びその種類

無線電話

W

- その他
- 2 操 業 区 域
- 3 操 業 期 間
- 4 漁業根拠地
- 5 漁獲物等陸揚港

#### 備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 漁業根拠地とは、当該船舶による小型するめいか釣り漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、漁業根拠地が二以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

本表…追加[平成9年7月農水告1184号]、旧6表…繰上[平成12年6月農水告889号]、旧5表…繰上 [平成13年6月農水告740号]、旧4表…繰上[平成14年3月農水告905号]

#### 4 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

#### 暫定措置水域沿岸漁業等出漁届出書

年 月 日

農林水產大臣 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その) ® 名称及び代表者の氏名)

下記により暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 使用する船舶
  - (1) 船 名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 船舶総トン数・
- 2 操業区域
  - イ 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域
    - ロ 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域・
    - ハ 日中漁業協定に基づく暫定措置水域
    - ニ 日中漁業協定に基づく中間水域(ロを除く水域)
- 3 漁法
  - ・曳き縄
- 一本釣り
- たもすくい網
- ・小型いか釣り(小型するめいか釣を除く)
- ・しいら漬け

- ・かご
- ・固定式刺し網
- ・はえなわ

- その他(
- )
- 4 操業期間
- 備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
  - 2 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第1条第1項第9号イに掲げる海域で操業する場合にはイに、同号ロに掲げる海域で操業する場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業する場合にはハに、同号ニに掲げる海域で操業する場合にはニに〇をすること。
  - 3 漁法は、操業するものに○をすること。 なお、その他に該当するものについては、( )内に具体的な漁法名 を記入すること。

本表…追加[平成13年6月農水告740号]、旧5表…繰上[平成14年3月農水告905号]、全部改正[平成16年9月農水告1670号]、一部改正[平成20年3月農水告410号]

# 漁業漁獲成績報告書 かじき等流し網

## 農林水産大臣殿

		,				В В		備表																						-													
					1	##		5 #		128~131132~138136~138140~143144~147148~151							_																										
	1	機				中中		しまある		10~143 144~																																	
		1		在事物不完	1	五次		よしきり	S N	136~13814																																	
撒		86~96		# 18		中 秦		もうかざめ		131132~13			_																								_						
聲	ľ						(桑	***************************************	李供托	124~127 128~																																	
	100	32~32 					編 (尾	類	めばちき	120~123 124																																-	
通常统	_	31.32					變	まぐろう	Ushteth &	116~119 12(																																	
海沃通	- 1	E *					別漁		くろまぐろ					_											_											-							
馬力		52~53		Ħ	2 搬		攤		はしょうかじきふうらいかじき	108~111 112~115								,																									
		92					無			3 104~107			·-																	_													
孟				ш	1 01			にき類	きしろがじき	9 100~103																	-																
7	,	21~25 I		80	; <b>E</b>			4	じき くろかじき	95 96~99								-			-													_									
中中	- 1		<u> </u>   						めかじき まかじき	88~91 92~95						2																											
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(	16~20		#	<b>十</b> 申			日白子の大	#₩ (mo)	8687										<b></b>			-																			-	
無	+	*					離	お館甲草(用)の東	~	80~83 8485																																獲尾	电扬重量
<b>全</b>		*	- - - - -	# #	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			。表面水 酯(少数	第1位款(3)(3)	77~79	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	無	樫
海泰羅超	+	4 3	- 1	A 11	*			###	SI WWW IN		*	*	*	*	*	*	* *	* *	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* *	*	*	* *	*	*	*	*	*	*	* *	*		
画	-	8 6.10		75.251	*~	,	投網位置等	EI		7 68度分72	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	. 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
梅	,	3 0 8		+	+			#X	媒	63度分66 67	-			-		-	1	-	=	-	=	-	-	-	-	=	-	1		1	1	1	1	-	-	=	-		-	-	-		in
市理	۱ ۲	2~6		株業 中数	3			光壓	葉 エ	60 81 62 6	1 5	1 2	1 2	1 2	1 2 .	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	- 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	- 2	1 5	1 2	1 2	1 2	1 2		ia
		- 2		高海田数	+		投網年月日		t -	56 57 58 59							-	-																								-	
<u></u>	1		] [		Ш					35	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	<u> </u>	*-	7	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		

「氏名を自署する場合においては、挿印を省路することができる。
投網年月日、投網位置等、網及び角種別漁獲量の欄は、操業一日ごとに記入すること。
投網位置は、雑経度を記入すればよい。また、維経度は分の単位まで記入し、北緯、南緯、東経、西経の別はいずれか一方に〇印をつけること。
4 \* 印を付した欄は、記入しないこと。
5 素面水面は小数点下1ケタまで記入すること(例10.0°C→100、13.4°C→134)。

4 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁獲成績報告書

#1	
计	
報付	
衝幸	
作	
硬瓦	
角須	
業犯	
渔	
糧剂	
<b>冷</b>	
ナジ	
5	
2	
₩	
事	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

農林水産大臣 (住所)	1	盤									(氏名又は名所)	は名所)			***************************************	the residence of	(1)				A		枚 (報告書の総数)	被 (数 (数
							•						[								***************************************			
報告年	ЯВ	-	卅	町	田	船長名		<u>- · .</u>	帛	柘		水		華業	方法 1	1 / 沙縄	2 4 × 松	篇 3.7	かの街		漁具	8	仕	Y
報告取扱責任者	責任者					TEL	( )		횙	トン数		7 7		幹縄の種類	_	1 ナイロン	2 その他	뒢		枚	飊	政		tn
出稀年	田田		サ	旺	===			搬	111111111111111111111111111111111111111	許可番号	無	中		枝縄の種類		1 ナイロン	2 その他	#]		政	け縄 (浮	子(泽型)		ш
入滞年	ЯВ		并	<u> </u>	m			规	ŧπ	号符字										枝	縄	間隔		an
航海	田獭				盛	操業回数		□	兼組	租員数		Υ							,					
操業期間		种	日	日沙ら	ي	年 月	ш	ま で																
1	担	4	4		†	(	1			角種	魚種別漁獲量	1	(上段には尾数を、	1	下段には製品重量		(キログ	ラム)	を記入する	11	(°=			
蘇 継 f	韓	東	本	壓	<b> </b>	1 雄光	使用 (	·#K	\ \tau_{\tau_{\tau}}	ろ 類			₹Q	57 40	類				łU	を類	LITTE L	***************************************		
<u> </u>	度分	NS BB	度分	EW の週	温度む	同の	つり徴数	くろま みなみ ぐろ まぐろ	み びんな ろ お	# & # & # & # & # & # & # & # & # & # &	4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	为 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ま か り ろ ろ ろ さ ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ	ろか L ろか き にき	か ばしょ うかじ き	よいき ろかか ろう	ならなる。	よした りよみ は な す	お 4 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8	*	た おながら ぶめ類	び その他 動 のさめ 讃	がすと	そ の 金 魚 瀬
		S.	-	ΕW											1	1 1 1 1		F	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E				† † † E	
-		S N		EW												i i i s	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	·			1	1	1 1
																		;	;	}				
								-				' '												
		N S		ΕW																				
		N S		EW		٠,				1		1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	-	1			. !	i !			1	
					1111		11		•••		_				_		_					_		

陸揚等製品重量 合計 (トン)

陸揚等尾数合計

(備地)

用紙の大きさは、

押印を省略することができる。 氏名を自署する場合はにおいては、

 $\infty$ 

があります。 新聞き数をでは、外国人船員を含めた無組員の総数を記載すること。 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。 信号符字の欄については、総トン数100トン以上の船舶の場合は必ず記入し、総トン数100トン未満の船舶であっても点符のある場合は必ず記載すること。 漁具の操業方法の欄のメカ縄とは、めかじきを対象とする夜縄をいい、サメ縄とは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする縄をいう。1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用い 漁具の操業方法の欄のメカ縄とは、めかじきを対象とする複縄をいい、サメ縄とは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする縄をいう。1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用い た操業方法を○印で囲むこと。(まぐろ類を対象とする換業にあってはその他を○印で囲むこと。)漁具の幹縄の種類及び枝縄の種類の欄については、縄のほとんどがナイロンでできているもの တ

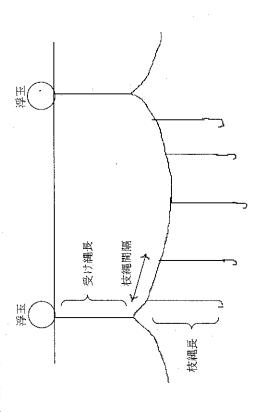
受け縄(浮玉)長の欄には浮玉から幹縄までの長さを、枝縄間隔の欄には幹縄における隣り合う枝縄の間隔をそ についてのみナイロンを、それ以外のものについてはその他をQPや囲むこと。 10 漁具の仕立ての欄については、核縄長の欄にはスナップから鉤までの長さを、 れぞれメートル単位で記載すること。(下図参照)

、機業期間については、航海中に最初の投縄を行った年月日と最終の投縄を行った年月日を記載すること。 協業年月日の欄については、投縄を行った年月日のみ記載すること。 正午位置の緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。 表面温度覧の欄には、正午位置における表面水温を小数点第1位まで記載すること。 浮玉閒の麴数の欄には、浮玉間(一鉢当たり)ののり鉤又は枝縄の数を記載すること。 使用つり鉤数の欄には、当該操業に使用したつり鉤の総数を記載すること。

陸揚等尾数合計及び陸揚等製品重量合計(トン)の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の魚種ごとの尾数の合計及び製品重量の合計をそれぞれ記載すること。 1 航海当たりの操業日数が多く報告事項が2枚以上にわたる場合は、用紙の右肩に当該報告書の総枚数とその頁数を記載すること。(例えば、総枚数が5枚の場合は1枚目の用紙に1/5、 上段には漁獲尾数を、下段には漁獲物の製品(以下単に「製品」という。)の重量をキログラム単位で記載すること。 魚種別漁獲量の欄には、

2枚目の用紙に2/5のように記載

(図) 漁具の仕立ての概念図



#### 小型するめいか釣り漁業漁獲成績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

整	理	番	号	船名	漁船登録番号	総トン数	漁	業	根	拠	地
	-			丸							

	操	<del></del> 業 左	<b>手</b> 月	日		10 alk pro 1-b	7土 4日 7井	漁獲量	混獲漁獲	隻量(キロ	(グラム)
4	Ŧ	F	]	E	3	操業区域	陸扬港	(キログラム)	あかいか	やりいか	その他
			·								
										,	
										;	
			,								
										·	·
									·		
	<u> </u>										

備考

- 1 用紙は日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

9 暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告書

#### 暫定措置水域沿岸漁業等漁獲成績報告書

年 月 日

#### 農林水産大臣殿

住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 向

船	名	漁船登録番号	総トン数

- 1 操業区域
  - イ. 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域
  - ロ, 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域
- ハ. 日中漁業協定に基づく暫定措置水域
- 二. 日中漁業協定に基づく中間水域(口を除く水域)
- 2 漁法
  - ・曳き縄
- ・一本釣り
- たもすくい網
- ・小型いか釣り (小型するめいか釣を除く)
- しいら漬け

- ・かご
- ・固定式刺し網
- ・はえなわ

- ・その他(
- 3 漁獲量

操業年

年

主な漁獲物

月	別	1	-2	. 3	4	5	6	
漁獲量	(kg)		-		- :		<u> </u>	
		7	8	9	10	11	12	 計

- 備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 3 漁獲成績報告書は、操業区域ごとに作成すること。
  - 4 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第1条第1項 第9号イに掲げる海域で操業した場合にはイに、同号ロに掲げる海域で 操業した場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業した場合にはハに、 同号ニに掲げる海域で操業した場合には二に〇をすること。
  - 5 漁法は、操業したものに○をし、そのうち主たる漁法に◎をつけること。

なお、その他に該当するものについては、( )内に具体的な漁法名を記 入すること。

6 漁獲量の主な漁獲物の欄には、漁獲物のうち代表的な魚種を3種記入すること。

本表…追加[平成13年6月農水告741号]、旧15表…繰上[平成14年3月農水告902号]、一部改正[平成16年7月農水告1372号·20年3月410号]